

令和7年度渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において浄化槽設置に要した費用を補助します。
内容	<p>補助対象事業</p> <p>市内全域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条により定める事業計画又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業実施地区及び地域し尿処理区域を除く。ただし、やむを得ぬ事情により特に管理者が認めたときは、この限りでない。）の専用住宅において、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する事業とし、次に掲げる条件を満たすものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行うこと。 2 次に掲げる者の監督の下に補助対象事業を行わせること。 <ol style="list-style-type: none"> （1）平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者 （2）昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士 3 補助対象事業期間内に浄化槽を設置すること。 4 販売及び賃貸を目的とする住宅に設置するものでないこと。 5 公共事業に係る浄化槽等の補償に関連して設置するものでないこと。
補助対象者	<p>補助対象事業を実施する者とし、次に掲げる条件を満たすものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽を設置する住宅を継続的に使用すると認められる者であること。 2 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費とします。
交付金額	補助対象経費に相当する額とし、下表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とします。この場合において、浄化槽の人槽区分は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に基づき決定します。

		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 人槽区分</th> <th>2 限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">浄化槽を新設した者</td> <td>5人槽</td> <td>138,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>237,000円</td> </tr> <tr> <td>11～50人槽</td> <td>237,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単独処理浄化槽を撤去し、又は雨水貯留槽等に再利用し、合併処理浄化槽を設置した者で、浄化槽法第11条の2に基づく廃止の届出を行った者又はくみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置した者</td> <td>5人槽</td> <td>432,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>514,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>648,000円</td> </tr> <tr> <td>11～50人槽</td> <td>648,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1 人槽区分		2 限度額	浄化槽を新設した者	5人槽	138,000円	6～7人槽	180,000円	8～10人槽	237,000円	11～50人槽	237,000円	単独処理浄化槽を撤去し、又は雨水貯留槽等に再利用し、合併処理浄化槽を設置した者で、浄化槽法第11条の2に基づく廃止の届出を行った者又はくみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置した者	5人槽	432,000円	6～7人槽	514,000円	8～10人槽	648,000円	11～50人槽	648,000円
1 人槽区分		2 限度額																					
浄化槽を新設した者	5人槽	138,000円																					
	6～7人槽	180,000円																					
	8～10人槽	237,000円																					
	11～50人槽	237,000円																					
単独処理浄化槽を撤去し、又は雨水貯留槽等に再利用し、合併処理浄化槽を設置した者で、浄化槽法第11条の2に基づく廃止の届出を行った者又はくみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置した者	5人槽	432,000円																					
	6～7人槽	514,000円																					
	8～10人槽	648,000円																					
	11～50人槽	648,000円																					
	予算額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、5,309,000円です。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>																					
交付 手 続 等	交付条件	<p>1 補助対象事業は、令和8年2月28日までに完了しなければなりません。</p> <p>2 補助対象事業を上記の期限までに完了できないときは、あらかじめ管理者に届け出て、その承認を受けなければなりません。</p> <p>3 補助対象事業の内容の変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければなりません。</p> <p>4 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は期間内に遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要事項を管理者に報告し、その指示を受けなければなりません。</p>																					
	交付申請の方法、 時期等	<p>補助対象事業に着手する前までに業務課へ書面にて申請してください。申請の日の属する年度の1月末日又は予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>（浄化槽新設の場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査機関を経過した建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し又は浄化槽設置届出書の写し 2 浄化槽仕様書の写し 3 設置場所の案内図 4 工事請負契約書の写し又はかし担保に関する誓約書の写し 5 保証登録証 6 見積書等（浄化槽設置に係わる施工金額が把握できるもの） 7 工事施工監督者の証明書の写し 																					

	<p>8 環境保全に関する誓約書</p> <p>9 登録浄化槽管理票（C票）</p> <p>10 コンクリート基礎配筋図又はPC盤の仕様書</p> <p>11 その他管理者が必要と認める書類 （転換時追加添付書類）</p> <p>単独処理浄化槽撤去の場合</p> <p>1 産業廃棄物処理委託契約書</p> <p>※県が発行する許可書の写しを添付 許可の内容（有効期限、廃棄物の種類、収集運搬業者にあつては積み込み及び運搬先の都道府県のもの、処分業者にあつては、処分所在地の都道府県知事発行のもの）</p> <p>2 単独処理浄化槽等の撤去費用の見積書（撤去費単独の金額のわかるもの）</p> <p>3 転換撤去等の確認書（様式第9号）</p> <p>単独処理浄化槽等を雨水貯留槽等に利用する場合</p> <p>1 雨水貯留槽等への改造工事契約書の写し</p> <p>2 改造工事費の見積書</p> <p>3 転換撤去等の確認書（様式第9号）</p> <p>くみ取り槽を撤去する場合</p> <p>1 産業廃棄物委託契約書（内容については単独処理浄化槽撤去と同様）</p> <p>2 くみ取り槽の撤去費用の見積書</p> <p>3 転換撤去等の確認書（様式第9号）</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付を決定したときは、渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、渋川市浄化槽設置整備事業費補助金不交付通知書（様式第3号）により通知します。</p>
変更交付申請の方法、時期等	<p>交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市浄化槽設置整備事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。</p> <p>また、事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、指示を受けてください。</p>
変更の承認	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市浄化槽設置整備事業費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知します。</p>
中間検査の実施	<p>浄化槽設置の際に中間検査を実施します。</p> <p>1 中間検査の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場打ち基礎の場合、配筋と型枠の設置が完了した基礎コンクリート打設前の段階で行います。

	<p>・ P C版を使用する場合、基礎碎石施工後、P C版を据え付けた段階で行います。</p> <p>いずれの場合も浄化槽は据え付けず、本体の確認が出来る状態にしてください。</p> <p>2 中間検査の内容</p> <p>(1) 浄化槽設備士の確認</p> <p>(2) 浄化槽の設置位置の確認</p> <p>(3) 浄化槽の基礎について確認</p> <p>ア 現場打ち基礎の場合</p> <p>(ア) 碎石基礎厚さ</p> <p>(イ) 捨てコンクリート厚さ (施工する場合)</p> <p>(ウ) 配筋検査</p> <p>(エ) 基礎コンクリート厚さ</p> <p>イ P C版の場合</p> <p>(ア) 碎石基礎厚さ</p> <p>(イ) P C版の寸法</p> <p>(ウ) P C版の水平</p> <p>(4) 浄化槽本体の確認</p> <p>(5) 排水経路の確認</p> <p>(6) 転換撤去等の確認 (転換補助金の場合)</p> <p>(7) 実績報告時期の確認</p> <p>3 中間検査の日程調整</p> <p>中間検査実施の際は、1週間前までに下記取扱担当課まで連絡し日程調整をしてください。</p>
<p>実績報告の方法、 時期等</p>	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、渋川市浄化槽設置整備事業費補助金事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(浄化槽新設の場合)</p> <p>1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類</p> <p>※上記書類には浄化槽保守点検委託料金及び浄化槽法第11条検査料を含むことが記載されていること。</p> <p>2 浄化槽法第7条に規定する検査依頼書の写し</p> <p>3 工事写真</p> <p>4 工事施工チェックリスト</p> <p>5 浄化槽設置工事費等に関する請求書又は領収書の写し</p> <p>6 その他管理者が必要と認める書類</p> <p>(転換時追加添付書類)</p> <p>単独処理浄化槽撤去の場合</p>

	<p>1 工事写真 2 マニフェスト伝票の写し（※A票以外） 3 撤去費用の請求書又は領収書の写し</p> <p>※撤去についての金額がわかるもの</p> <p>4 浄化槽法第11条の2に基づく浄化槽使用廃止届の写し 単独処理浄化槽等を雨水貯留槽等に再利用する場合</p> <p>1 工事写真 2 改造工事費の請求書及び領収書の写し 3 浄化槽法第11条の2に基づく浄化槽使用廃止届の写し くみ取り槽を撤去する場合</p> <p>1 工事写真 2 マニフェスト伝票の写し（※A票以外） 3 撤去費用の請求書又は領収書の写し</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>補助金交付請求書（様式第8号）に、渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されません。</p> <p>1 不正の手段により補助金を受けたとき。 2 補助金を他の用途に使用したとき。 3 補助金交付の条件に違反したとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>1 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金不交付通知書（様式第3号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金変更承認申請書（様式第4号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金事業完了実績報告書（様式第6号） 渋川市浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）</p>

	号) 補助金交付請求書（様式第8号） 転換撤去等の確認書（様式第9号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所業務課（第二庁舎） 電話 0279-25-7812（直通） 0279-22-2111（内線4868） メールアドレス gesui-iji@city.shibukawa.gunma.jp